

国名	南スラウェシ州マミナサタ広域都市圏 環境配慮型都市開発促進プロジェクト
インドネシア	

I 案件概要

事業の背景	<p>南スラウェシ州マミナサタ広域都市圏は、東部インドネシア地域最大の都市圏であり、同地域経済の牽引役としての役割を担っていた。しかし、同都市圏では人口増加や経済活動の拡大により都市化が無秩序に進行し、都市環境の悪化が進んでいた。同都市圏では一般空間計画（GSP）及び詳細空間計画（DSP）が適切な調整なしに市・県それぞれで独自に策定されており、スプロール化の進展や無秩序な土地開発につながっていた。このような状況下で、南スラウェシ州政府は2003年に「マミナサタ広域都市圏空間計画」を策定し、マミナサタ広域都市圏開発協力委員会（MMDCB）を設置した。日本政府は同空間計画に対し、「南スラウェシ州マミナサタ広域都市圏計画策定調査」（2005年～2006年）を通じて支援を行った。こうした努力の結果、同都市圏の開発枠組みが徐々に整いつつあったが、同都市圏の空間計画と同都市圏内の各構成市・県が策定している空間計画の調整や、構成市・県をまたがる公共事業を実施する際の関係者間の調整のための手続きや能力が欠如しているなどの問題があった。よって、このような問題を解決するためにMMDCBの能力強化が求められていた。</p>													
事業の目的	<p>本事業では、都市開発管理に係る手続き及びツールの作成、研修実施システムの開発、マミナサタ広域都市圏技術実施ユニット（UPTD MM）・MMDCB¹の調整能力強化により、マミナサタ広域都市圏開発管理システムの構築（プロジェクト目標）を図り、もって開発と保全のバランスの実現（上位目標）をめざした。これを踏まえ、本事業の計画では、以下の目標が設定された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上位目標：マミナサタ広域都市圏における開発と保全のバランスが実現する。 2. プロジェクト目標：マミナサタ広域都市圏開発管理に関わるシステムが構築される。 													
実施内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロジェクトサイト：南スラウェシ州マミナサタ広域都市圏（マカッサル市、マロス県の一部、ゴワ県の一部、タカラール県） 2. 主な活動：(1) 戦略地域のGSP・DSP策定手続き、開発許認可手続き、データ管理システム、構成市・県をまたがる事業の実施メカニズムの作成、(2) GSP・DSP策定、空間利用規制、事業管理、データ管理、研修実施に係るマニュアルの作成、(3) 研修カリキュラム・シラバスの開発及び市・県レベルの研修の試行的実施、(4) UPTD MM・MMDCBに対する事業管理及び都市開発計画に係る講義、中央政府・州・市/県間の適切な調整及び市・県をまたがるDSP策定のためのケーススタディ実施など 3. 投入実績 <table border="0" style="width:100%"> <tr> <td style="width:50%">日本側</td> <td style="width:50%">相手国側</td> </tr> <tr> <td>(1) 専門家派遣 8人</td> <td>(1) カウンターパート配置 47～51人</td> </tr> <tr> <td>(2) 研修員受入 13人</td> <td>(2) 土地・施設など提供 執務室</td> </tr> <tr> <td>(3) 機材供与（コンピュータ、地理情報システム（GIS）ソフトウェア、プリンター、コピー機など）</td> <td>(3) ローカルコスト負担（人件費及び交通費などを含む州及び市・県予算 計5,531百万ルピア）</td> </tr> <tr> <td>(4) 現地活動費（ローカルコンサルタント雇用費、研修費、交通費、広報費など）</td> <td></td> </tr> </table> 				日本側	相手国側	(1) 専門家派遣 8人	(1) カウンターパート配置 47～51人	(2) 研修員受入 13人	(2) 土地・施設など提供 執務室	(3) 機材供与（コンピュータ、地理情報システム（GIS）ソフトウェア、プリンター、コピー機など）	(3) ローカルコスト負担（人件費及び交通費などを含む州及び市・県予算 計5,531百万ルピア）	(4) 現地活動費（ローカルコンサルタント雇用費、研修費、交通費、広報費など）	
日本側	相手国側													
(1) 専門家派遣 8人	(1) カウンターパート配置 47～51人													
(2) 研修員受入 13人	(2) 土地・施設など提供 執務室													
(3) 機材供与（コンピュータ、地理情報システム（GIS）ソフトウェア、プリンター、コピー機など）	(3) ローカルコスト負担（人件費及び交通費などを含む州及び市・県予算 計5,531百万ルピア）													
(4) 現地活動費（ローカルコンサルタント雇用費、研修費、交通費、広報費など）														
事前評価年	2008年	協力期間	2009年4月～2012年2月	協力金額	282百万円									
相手国実施機関	監督機関：公共事業省空間管理総局 実施機関：(1) マミナサタ広域都市圏開発協力委員会（MMDCB）、(2) 南スラウェシ州空間計画・居住局マミナサタ広域都市圏技術実施ユニット（UPTD MM）、(3) 南スラウェシ州およびマミナサタ広域都市圏構成自治体（マカッサル市、マロス県、ゴワ県、タカラール県）													
日本側協力機関	国土交通省 日本工営株式会社、株式会社コーエイ総合研究所													

II 評価結果

1 妥当性
<p>【事前・事業完了時のインドネシア政府の開発政策との整合性】</p> <p>本事業は、事前評価時及び事業完了時において、「国家中期開発計画（RPJMN）（2005年～2009年）」及び「RPJMN（2010年～2014年）」に掲げられた「地域開発の格差是正」というインドネシアの開発政策に合致している。南スラウェシ州は、開発の遅れた東部地域に位置しており、本事業により東部地域の中心都市圏であるマミナサタ広域都市圏が地域経済の牽引役として機能することで、地域開発の格差是正に資するものとして位置づけられていた。また、「新空間計画法（法律2007年第26号）」により、すべての地域において空間計画を作成・見直しする必要があった。</p> <p>【事前・事業完了時のインドネシアにおける開発ニーズとの整合性】</p> <p>マミナサタ広域都市圏は、事前評価時及び事業完了時において、空間管理の観点からインドネシアにおける八つの国家戦略地域の一つに指定されていた。同都市圏において整合性のとれた都市化を図るためには、同都市圏の各構成市・県の既存のGSPやDSPを新空間計画法に基づき改定する必要があった。よって、本事業は現地のニーズに合致している。</p> <p>【事前評価時における日本の援助方針との整合性】</p> <p>本事業は、「対インドネシア国別援助計画（2004年）」に掲げられた「民主的で公正な社会造り」という日本の援助方針に</p>

¹南スラウェシ州は、2009年に、MMDCB事務局である州空間計画・居住局の下に、UPTD MM（マミナサタ広域都市圏技術実施ユニット）を設置し、予算、人材、権限の観点から事業管理体制を強化した。

合致している。「貧困削減」が「民主的で公正な社会造り」のために重要であると指摘されており、貧困率が高い東部インドネシア地域を支援する本事業は同方針に合致している。

【評価判断】以上より、本事業の妥当性は高い。

2 有効性・インパクト

【本事業のプロジェクト目標の事業完了時点における達成状況】

プロジェクト目標は、目標値がないことにより二つの指標が厳密には検証できないものの、すべての指標が良好な実績を示していたことから、事業完了までにおおむね達成されたといえる。UPTD MMの所掌業務が定義され、州予算を確保の上、マミナサタ空間計画に係る2011年大統領令55号（2011年9月制定）の指示事項を遂行した（指標1～3）。講師育成研修（TOT）に参加したUPTD MM・MMDCBの職員（18名）が市・県の職員向けに（各市・県において20名～37名）空間管理などに関する研修を実施、あるいはアドバイザーとして研修に参加した。本事業では研修受講者数の目標値が設定されていないが、各組織の職員数からは十分な数の職員が研修を受講したと考えられる（例えばTOTを完了した18名のうち12名はUPTD MMの職員であった）（指標4・6）。また、さまざまな都市開発管理ツール（6種類のマニュアルとデータベース）及びいくつかの優先事業調整ツール（会議など）が開発された（指標5・7）。

【本事業の効果の事後評価時点における継続状況】

事業効果は部分的に継続している。2014年10月の新政権発足前及び後において、UPTD MM・MMDCBは上記大統領令の指示事項、特に普及・調整会議やセミナーの実施及び空間利用状況の確認を継続的に遂行している。本事業で作成された都市開発管理ツールや優先事業調整ツールのほとんどは継続して活用されている。UPTD MMには、2009年州知事令第82号で規定された権限の範囲内で予算が配賦されている。公共事業省により2011年3月に設置されたマミナサタ広域都市圏ワーキングユニット（SNVT MM）が、事業完了以降も引き続き研修を行っていたが、2014年の組織改編によりSNVTが解散したため、研修にかかる予算が確保できなくなった。既存の知事令では、UPTD MM・MMDCB自体に、研修実施の権限が与えられているか明確ではなく、本事業で所掌業務などにつき案を作成した、マミナサタ都市開発管理にかかわる州知事令案も制定に至らなかった。そのため、現在は、市・県の職員向けの都市開発管理に係る研修は体系的に実施されていないが、UPTD MM・MMDCBは、他局が関連する研修を実施する際に、講師やリソースパーソンとして、プレゼンテーションを行っている。本事業で実施された研修に参加した職員の多くは他の部門に異動もしくは退職したが、UPTD MM長は本事業実施中から現在まで変わらず、中央政府・州・市/県間の調整役として、引き続き重要な役割を果たしている。

【本事業の上位目標の事後評価時点における達成状況】

上位目標は「マミナサタ広域都市圏空間計画」の目標年である2030年に向けて達成途上にあるが、事後評価時点での計画値や他の比較基準がなく、指標2、3及び4の達成がどの程度進んでいるかを完全に検証することができず、一部達成されたと判断した。具体的な状況は次のとおり。マミナサタ広域都市圏の四つの市・県すべてがそれぞれの空間計画を認可（合法化）した（100%完了）。「マミナサタ広域都市圏空間計画」に沿って、11のプログラムのすべてにおいて優先事業が計画または実施されているが、予算の制約が出ている。また、四つの市・県すべてにおいて、DSPあるいは類似の都市関連計画が策定された。事後評価時において、マカッサル市で建設が進められているセンターポイント事業（CPI²）の完成により、同市の緑地面積は増加する見込みであるが、同都市圏の緑地面積率は約15%であり、目標年である2030年までに30%を達成できるかは不明。

【評価判断】プロジェクト目標の指標の目標値はおおむね達成され、事業完了後に事業効果は部分的に継続している。事後評価時における上位目標の達成度は、計画値や他の比較基準がないことから、部分的である。以上より、本事業の有効性・インパクトは中程度である。

3 効率性

本事業は、協力金額及び協力期間ともに計画内に収まり（計画比はそれぞれ94%、97%）、効率性は高い。

4 持続性

【政策・制度面】

最新のRPJMN（2015年～2019年）にはマミナサタ広域都市圏が国家戦略地域の一つであることが記されている。同計画にはまた、同都市圏における空間計画の量・質の向上、秩序ある空間利用の実現や土地利用の規制に係る開発政策が記されている。州レベルでは、上述のようにマミナサタ都市開発管理にかかる州知事令は制定されなかったが、2013年州知事令第17号にて、州の戦略的領域の空間計画許可に係る規則が制定された。

【体制面】

事後評価時において、UPTD MM及びMMDCBの主な責任範囲（業務内容）には変更がない（UPTD MMはマミナサタ広域都市圏における都市開発のモニタリングに必要な情報の提供、市・県からの大規模開発に係る提案書の許認可、MMDCBの会議への参加などを担当しており、MMDCBは調整サービスや技術援助の提供、同都市圏における都市開発のモニタリング実施などを担当している）。しかし、MMDCBは、あくまで委員会のような組織にすぎないため、実務的な業務はUPTD MMが担っている³。UPTD MMでは11名の職員が雇用されており、体系的な研修実施のような業務を行うには十分ではないが、調整関連業務を行うには十分な職員数である。

各市・県によれば、マカッサル市、マロス県、ゴワ県、タカラール県の職員数は限られているが、空間計画の策定・改定案の作成は、市・県が雇用するコンサルタントが行うため、特に問題はないと思われる。

【技術面】

UPTD MMでは、本事業のTOTに参加した12名の職員のうち、5名が事後評価時にUPTD MMで勤務している（2名は退職し、5名は他の部門に異動となった）。UPTD MMによれば、現在の職員の技術レベルは、特に市・県が作成した空間計画の内容確認、（ゾーン規制、許認可、インセンティブ、ディスインセンティブ、罰則を通じた）土地利用に係る適切な手段の実行、空間管理へのGIS技術の適用などに関して十分ではないとのことである。

マカッサル市、マロス県、ゴワ県、タカラール県において、本事業で実施した市・県向けの研修に参加した職員の多くもまた、他の部門へ異動あるいは退職した。市・県の職員には、コンサルタントの策定した空間計画案の内容および妥当性を確認する能力は備わっている一方で、若い職員への教育が課題となっている。

² センターポイント・インドネシア事業は、ロサリ海岸地区の大規模土地造成事業。

³ 本事業実施中は、MMDCBの技術的業務や行政事務は「リソースパーソン」と呼ばれる外部専門家により実施されていた。事後評価時にはMMDCBにはリソースパーソンはならず、メンバー（関連組織の代表）のみが任命されている。

UPTD MM・MMDCBにおいて職員の技術レベルを向上するための計画はなく、2014年のSNVT MMの解散以降、市・県職員向けの都市開発管理に係る研修は実施されていない。

【財務面】

事業完了以降、MMDCBには常勤職員が雇用されておらず、UPTD MMに配分されている予算は、研修などの本事業で導入された活動をすべて継続するには十分でない（研修はUPTD MMの所掌業務であるとはいえない）。マカッサル市、マロス県、ゴワ県、タカラール県に配分されている予算については、限られているとの意見もあったものの、空間計画を作成するために独自の財源をもっている。

【評価判断】以上より、政策・制度面には問題がみられないものの、特にUPTD MM・MMDCBの体制面、技術面、財務面に課題があり、本事業によって発現した効果の持続性は中程度である。

5 総合評価

プロジェクト目標については、目標をおおむね達成し、マミナサタ広域都市圏の開発管理に係る UPTD MM・MMDCB の組織力及び技術力が向上した。事業完了以降、UPTD MM・MMDCB は市・県による都市開発管理の調整を継続しているが、研修実施は、UPTD MM・MMDCB の所掌業務でないため、予算を申請することはできず、体系的な研修は実施されていない。事後評価時における上位目標の達成度は部分的である。空間計画の策定及び実施はすべての対象市・県で進展しているが、指標の達成度は計画値や比較基準がないため、完全には検証できなかった。持続性については、UPTD MM・MMDCB の所管業務に限られているため、実施機関の体制面、技術面、財務面に課題がある。

総合的に判断すると、本事業の評価は高い。

III 教訓・提言

実施機関への提言：

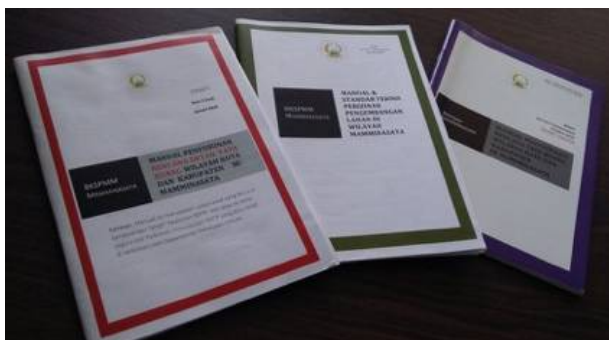
MMDCB は、UPTD MM の支援のもと、マミナサタ都市開発管理にかかる州知事令の制定作業を促進するべきである。また、本事業で研修を受けた職員が在職中に、研修で取得した知識やマニュアル等のツールの使い方を、若い世代の職員へ引き継ぐことができるよう、内部研修や勉強会を体系的に実施することを検討するよう推奨する。

JICA への教訓：

技術協力事業の中で、TOT 研修実施を検討する際は、対象とする機関の役割や、研修の目的を十分明確にした上で、実施の必要性や有効性を検討すべきである。また、限られたプロジェクト期間の中で、新たなシステムや制度をゼロから構築するのは難しいため、可能な限り、既存の制度やシステムを有効活用しつつ、政府による既存の研修プログラムと連携できるようにしたほうがよい。また、各機関が移転された技術を新規メンバーに引き継げるような内部研修システムの構築が重要である。



マカッサル市の空間計画の構成



本事業で作成したマニュアルの一部



マカッサル市ロサリ・ビーチにあるセンターポイント地区

添付資料

プロジェクト目標及び上位目標の達成度

目標	指標	実績
プロジェクト目標 マミナサタ広域都市圏開発管理に関わるシステムが構築される。	指標 1: UPTD MM/MMDCB がマミナサタ空間計画にかかわる大統領令の指示事項及び関連政策（中央、州レベル）を積極的に遂行する。	（事業完了時）達成。2011 年 9 月に制定されたマミナサタ広域都市圏空間計画に関する 2011 年大統領令第 55 号は基づき、同都市圏の開発管理は進められた。例えば、UPTD MM・MMDCB はすべての GSP の審査及び開発許可を行った。（事後評価時）継続。州の戦略的区域における空間計画許可にかかる 2013 年州知事令第 17 号が制定され、UPTD MM・MMDCB は市・県から提案されたすべ

		て 1ha 以上の住宅地及び 25ha 以上の農業用地の空間利用に係る審査を実施してきた。
	指標 2: UPTD MM の所掌業務（業務内容）が明確になる。	（事業完了時）達成。UPTD MM を含む関連機関の役割・業務内容がマミナサタ都市開発管理にかかわる州知事令案において規定された。 （事後評価時）一部継続。UPTD MM の業務内容は 2009 年州知事令第 82 号に基づいているが、マミナサタ都市開発管理にかかる州知事令は、上述の 2013 年州知事令第 17 号を除き、制定されていない。
	指標 3: UPTD MM/MMDCB の活動予算が配分される。	（事業完了時）達成。UPTD MM/MMDCB の活動のために州予算が UPTD MM に配分された。また、中央政府が、マミナサタ広域都市圏における国家プログラムの円滑な実施のために、2011 年に設置した中央政府の出先機関（SNVT MM）に、研修実施に必要な予算を配分した。 （事後評価時）一部継続。UPTD MM には、マミナサタ広域都市圏開発にかかる調整や普及会議開催のための予算が、約 10 億ルピア程度、毎年配賦されている。2014 年までは、SNVT MM に研修や外部人材の雇用にかかる予算が配分されていたが、公共事業省の組織改編で、SNVT MM が解散したことにより、研修および外部人材の雇用にかかる予算が確保できなくなった。
	指標 4: UPTDMM 及び MMDCB による（市・県職員向けの）都市開発管理研修が効率的（体系的）に実施される。	（事業完了時）達成。TOT 参加者（UPTD MM・MMDCB の職員）が、空間管理、空間計画、規制、事業管理などに関する研修実施を担当し、市・県向け研修にアドバイザー（都市開発手法、データベース管理など）として参加した。また、SNVT MM 主権の人材開発研修にもリソースパーソン（空間計画、規制など）として参加した。 （事後評価時）一部継続。2009 年州知事令年第 82 号の規定では、UPTD MM に、研修実施の権限が与えられているか明確でない。事業完了以降は、UPTD MM の職員は、SNVT MM が企画・実施する研修の講師として活躍したが、2014 年以降、SNVT MM が解散したため、市・県職員向けの都市開発管理に係る研修は体系的に実施されていない。しかし、他局が実施する研修に講師やリソースパーソンとしてプレゼンテーションをしたり、都市開発管理に関するいくつかのトピック（空間計画、空間利用、空間利用規制）に係る普及活動が行われている。
	指標 5: 都市開発管理ツールのタイプ（マニュアル、データベース）	（事業完了時）達成。6 種類のマニュアル（GSP 策定、DSP 策定、事業管理、空間利用規制、研修プログラム、データベース管理）及びデータベースが本事業にて開発された。また、本事業に関連して、空間管理に関する 2010 年政令第 15 号及びマミナサタ広域都市圏空間計画に関する大統領令 2011 年第 55 号が制定された。 （事後評価時）一部継続。事業完了以降、6 種類のマニュアルのうち、研修プログラムに関するマニュアル以外は、継続して活用されている。研修プログラムに関するマニュアルは、現在は活用されていないが、いつでも活用できるよう、執務室に保管されている。
	指標 6: 研修を受けた UPTD MM 及び MMDCB 及び市・県職員の数	（事業完了時）おおむね達成。4 週間の TOT を修了したのは計 18 名。その大部分は UPTD MM・MMDCB の職員。また、市・県向けの試行的研修が実施され、UPTD MM・MMDCB の講師が研修講師としての役割を果たした。同研修への参加者はタカラール県で 33 名、マロス県で 37 名、ゴワ県で 35 名、マカッサル市で 20 名。 （事後評価時）一部継続。TOT や市・県向けの研修への参加者の多くが他の部門へ異動あるいは退職したが、現在も在職している職員は、本事業で受講した研修の経験を生かして職務を遂行している。例えば、UPTD MM の職員は、現在でも、マミナサタ広域都市圏の空間計画の実施における調整業務において、中心的な役割を担っており、関連するセミナーや講習のリソースパーソンとなっている。また、現在のマロス県知事は、前職の際に、本事業による研修の参加経験があり、マミナサタ広域都市圏の空間計画について、よく理解している。但し、研修を受けていない若い世代への教育が課題。
	指標 7: 優先事業調整ツールのタイプ	（事業完了時）達成。MMDCB 定例会議、事業別調整会議、モニタリングシートが本事業において優先事業調整ツールとして開発され、そのすべてが事業調整のために活用された。 （事後評価時）継続。MMDCB 定例会議は定期的ではないが現在も開催されており、事業別調整会議はいくつかの事業が建設段階にあることから、集中的に開催されている。モニタリングシートは特に事業関係者（南スラウェシ州空間計画・居住局の現地スタッフ、UPTD MM 職員、リソースパーソン）により、モニタリング・評価において実践的に活用されている。
上位目標 マミナサタ広域都市圏における開発と保全のバランスが実現する。	指標 1: 新空間計画法及びマミナサタ空間計画に基づいて作成、見直しされた市・県空間計画の数	（事後評価時）達成。マミナサタ広域都市圏の四つの市・県すべてがそれぞれの空間計画を認可（合法化）し（100%完了）、つまり四つのすべての空間計画が作成・見直しされた。新空間計画法（法律 2007 年第 26 号）によれば、すべての地域において空間計画を作成・見直しする必要があり、インドネシアの計 524 地域（33 州、398 県、93 市）のうち、422 地域（80.53%）において空間計画が認可された。よって、マミナサタ広域都市圏の達成率は国の達成率を上回っている。

		行政レベル	合計	空間計画を認可した数	パーセンテージ
		州	33	26	78.79
		県	398	316	79.40
		市	93	80	86.02
		計	524	422	80.53
指標 2: 空間計画に基づいた都市開発事業の数	(事後評価時) 一部達成。マミナサタ広域都市圏では次の 11 のプログラムすべてにおいて、目標年である 2030 年までの達成をめざし、優先事業が計画または実施されている (1) 道路ネットワーク、(2) 上水道、(3) 廃水処理、(4) 排水、(5) 地域固形廃棄物、(6) ニュータウン、(7) 大学エリア、(8) センターポイント (中心市街地整備)、(9) ゴーグリーン (環境)、(10) 工業団地、(11) 海運振興)。その一方で、事業の実施においては、予算の制約により、一部課題がある。				
指標 3: 都市開発にかかわる制度にもとづいた都市開発にかかわる計画 (詳細空間計画、都市開発 (投資) プログラム) の数	(事後評価時) 一部達成。すべての市・県で関連の計画を策定した。マカッサル市では 2015 年に 11 の DSP が策定された。ゴワ県では五つの DSP と五つの建造物及び環境計画 (RTBL、DSP の詳細版) が策定された (2011 年に一つの DSP、2012 年に一つの DSP と一つの RTBL、2013 年と 2014 年に一つの DSP と二つの RTBL、2015 年に一つの DSP)。マロス県では九つの DSP が策定された。タカラール県では二つの DSP と三つの RTBL が策定された。(計画値や比較基準がないため、達成度を完全には検証できない)				
指標 4: ガイドラインに基づいた緑地面積 (目標値: 2030 年までに 30%)	(事後評価時) 一部達成。マミナサタ広域都市圏の総面積 (2,475,710 ha) における緑地面積率は約 15.1% である。マカッサル市において、緑地面積が低いレベルにとどまっているが、現在建設が進んでいる「センターポイント」事業が完成すれば、緑地面積が増加する予定である。				
		市/県	面積 (ha)	緑地面積 (ha)	パーセンテージ
		マカッサル	175,790	7,890	4.5
		ゴワ	681,480	146,860	21.6
		マロス	1,061,440	157,620	14.8
		タカラール	557,000	60,490	10.9
		計	2,475,710	372,860	15.1

出所: 事業完了報告書、UPTD MM への質問票調査

注: 本事業の PDM では上位目標の目標年が明記されていないが、事業完了報告書には本事業の上位目標は 17 年以内にある程度達成される見込みと記載されており、ここから目標年は「マミナサタ広域都市圏空間計画」の目標年の 2030 年であることが推測される。本事後評価では、緑地面積はマミナサタ空間計画の実施結果を示すものであると考えられることから、指標 4 (緑地面積) の目標年を 2030 年とする。他の指標については、空間計画・実施の過程をあらわすものであることから、事後評価時の状況に基づいて評価する。上位目標指標 2 は、計画または実施された都市開発事業の数と定義した。